

発行者情報

| | |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【表紙】 | |
| 【公表書類】 | 発行者情報 |
| 【公表日】 | 2024年9月27日 |
| 【発行者の名称】 | フトン巻きのジロー株式会社 (Futonmaki Jiro, Inc.) |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 森下 洋次郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 栃木県宇都宮市上戸祭町 3014 番地 3 |
| 【電話番号】 | (028)666-4218 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 梶川 量由 |
| 【担当 J - A d v i s e r の名称】 | フィリップ証券株式会社 |
| 【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 永堀 真 |
| 【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号 |
| 【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 | https://www.phillip.co.jp/ |
| 【電話番号】 | (03)3666-2101 |
| 【取引所金融商品市場等に関する事項】 | 株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号 |
| 【公表されるホームページのアドレス】 | フトン巻きのジロー株式会社 https://futonmaki.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ |

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第7期（中間） | 第8期（中間） | 第6期 | 第7期 |
|------------------------------------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 会計期間 | 自2023年1月1日 至2023年6月30日 | 自2024年1月1日 至2024年6月30日 | 自2022年1月1日 至2022年12月31日 | 自2023年1月1日 至2023年12月31日 |
| 売上高（千円） | 488,800 | 407,876 | 760,569 | 1,161,182 |
| 経常利益又は経常 損失（△）（千円） | 14,151 | △45,259 | 69,843 | 48,004 |
| 中間（当期）純利 益又は中間（当 期）純損失（△）（千円） | 6,878 | △45,951 | 49,179 | △34,020 |
| 資本金（千円） | 269,255 | 269,255 | 177,800 | 269,255 |
| 発行済株式総数（株） | 1,715,000 | 1,715,000 | 15,743 | 1,715,000 |
| 純資産額（千円） | 521,568 | 434,717 | 331,779 | 480,669 |
| 総資産額（千円） | 1,597,175 | 1,862,075 | 1,475,676 | 2,121,748 |
| 1株当たり純資産 額（円） | 304.12 | 253.48 | 210.75 | 280.27 |
| 1株当たり配当額 （うち1株当たり中 間配当額）（円） | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) |
| 1株当たり中間 （当期）純利益又 は1株当たり中間 （当期）純損失 （△）（円） | 4.09 | △26.79 | 33.12 | △20.02 |
| 潜在株式調整後1 株当たり中間（当 期）純利益（円） | — | — | — | — |
| 自己資本比率（%） | 32.7 | 23.3 | 22.5 | 22.7 |
| 営業活動によるキ ャッシュ・フロー（千円） | 139,183 | 62,215 | △104,838 | 269,440 |
| 投資活動によるキ ャッシュ・フロー（千円） | △167,559 | 31,384 | △156,140 | △608,837 |
| 財務活動によるキ ャッシュ・フロー（千円） | 127,425 | △55,934 | 109,544 | 397,287 |
| 現金及び現金同等 物の中間期末（期 末）残高（千円） | 353,602 | 350,108 | 254,552 | 312,442 |
| 従業員数 （外、平均臨時雇用 者数）（人） | 8 (35) | 6 (34) | 9 (37) | 8 (42) |

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第7期(中間)及び第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第8期(中間)及び第7期は、新株予約権の残高がありますが、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。
4. 当社は、第7期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため第6期の中間財務諸表は記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
6. 第6期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表は、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。第7期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表は、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。
7. 2023年3月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。
8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第6期の期首から適用しており、第6期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社の異動はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年6月30日現在

| 事業部門の名称 | 従業員数(人) |
|---------|---------|
| フトン洗い事業 | 6 (34) |
| 合計 | 6 (34) |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 当社はフトン洗い事業以外は、重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間は、売上高 407,876 千円（前年同期比 16.6%減）、営業損失 39,277 千円（前年同期は 14,685 千円の営業利益）、経常損失 45,259 千円（前年同期は 14,151 千円の経常利益）、中間純損失 45,951 千円（前年同期は 6,878 千円の間接純利益）となりました。

店舗の出店状況は、「フトン巻きのジロー」ブランドのフランチャイズの出店に加え、新たに小規模な店舗をテーマにした「フトン巻きのコジロー」ブランドとして出店を開始いたしました。これにより、運営受託店舗 7 店舗、FC 加盟店 4 店舗を新規出店し、当社ブランドの店舗は全国で 139 店まで拡大いたしました。

店舗の状況

| エリア | 2023 年 12 月 31 日現在 店舗数 | 期中増減 | 2024 年 6 月 30 日現在 店舗数 |
|-----|---------------------------|------|--------------------------|
| 北海道 | 2 | — | 2 |
| 東北 | 9 | +2 | 11 |
| 関東 | 50 | +4 | 54 |
| 中部 | 13 | — | 13 |
| 関西 | 2 | — | 2 |
| 中国 | 6 | — | 6 |
| 四国 | 3 | — | 3 |
| 九州 | 7 | — | 7 |
| 沖縄 | 38 | +3 | 41 |
| 計 | 130 | +9 | 139 |

当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性は乏しいため、セグメント情報を省略しております。フトン洗い事業における主要な部門別の業績は次のとおりです。

(a) 直営店及び運営受託店舗

当サービスは、①一般的な衣類洗濯乾燥機に加えて、フトンを洗濯から乾燥までできるフトン専用の大型の洗濯乾燥機の 24 時間セルフサービス、②顧客が初めてフトン洗いをする場合やフトンが壊れるリスクを回避したいというニーズに応えるための洗濯及び乾燥の代行、③顧客の住む近くに店舗が無く、または店舗までフトンを運ぶことが困難な顧客のニーズに応えるため、フトンの宅配（集荷・返却）から洗濯・乾燥まで行うサービス、④運営受託店舗からの運営受託サービス、⑤運営受託型のオーナーへの機械や設備の販売となります。

業績については、主に運営受託型店の出店により、売上高は 256,984 千円（前年同期比 26.4%減）となりました。

(b) フランチャイズ

当サービスの主な収入は、①フランチャイズの出店に伴う加盟金や機械代収入、②フランチャイズに対してロイヤリティ及び洗剤などの販売となります。

業績については、4 店舗の出店により売上高は 148,524 千円（前年同期比 8.4%増）となりました。

フトン洗い事業の売上内訳

| 区分 | 金額（千円） | 前年同期増減率（％） |
|------------|---------|------------|
| 直営及び運営受託店舗 | 256,984 | △26.4 |
| フランチャイズ | 148,524 | 8.4 |
| 計 | 405,509 | △16.6 |

（2）キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は前事業年度末に比べ37,665千円増加し、350,108千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は62,215千円（前年同期に獲得した資金は139,183千円）となりました。主な要因は、税引前中間純損失46,385千円、減価償却費74,412千円、長期前払費用償却額21,529千円、仕入債務の増加額34,907千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果獲得した資金は31,384千円（前年同期に使用した資金は167,559千円）となりました。主な要因は、有形固定資産の売却による収入71,244千円、新店舗出店にともなう有形固定資産の取得による支出35,843千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は55,934千円（前年同期に獲得した資金は127,425千円）となりました。主な要因は、長期借入れによる収入30,000千円があったものの、長期借入金の返済による支出59,744千円、リース債務の返済による支出16,796千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

（1）生産実績

該当事項はありません。

（2）受注状況

当中間会計期間の受注実績は次の通りであります。なお、当社はフトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、フトン洗い事業における受注実績を記載しております。

当社における受注の定義は、フランチャイズ加盟契約締結及び機械の売買契約時における機械代金や加盟金等が受注高となります。

| セグメントの名称 | 受注高（千円） | 前年同期比（％） | 受注残高（千円） | 前年同期比（％） |
|----------|---------|----------|----------|----------|
| フトン洗い事業 | 206,676 | △10.8 | 33,035 | △54.0 |

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績は次の通りです。なお、当社はフトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、フトン洗い事業における販売高を記載しております。

(単位：千円)

| 部門の名称 | 金額 (千円) | 前年同期増減率 (%) |
|------------|---------|-------------|
| 直営及び運営受託店舗 | 256,984 | △26.4 |
| フランチャイズ | 148,524 | 8.4 |
| 合計 | 405,509 | △16.6 |

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2024 年 3 月 28 日に公表した発行者情報に記載した「事業者のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約及び継続企業の前提に関する重要事象等に関し以下に記載いたします。

<J-Adviser との契約について>

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2021 年 12 月 30 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間に おいて、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でない

くなるための計画を含む)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

- a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面
 - (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - (b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実になった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る)
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由）が記載されている場合

らざる事由によるものである場合を除く) が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う)。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株東京証券取引所に通知しなければならない。

<継続企業の前提に関する重要事象等>

当社は、当中間会計期間において、中間純損失 45,951 千円を計上し、2024 年 12 月期は営業損失 111 百万円、当期純損失 57 百万円を予想しております。以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、今後の資金計画を検討した結果、当面の事業活動の継続性に懸念はありません。

以下に記載のとおり、当該事象又は状況を改善するための対応策を実施していること、及び当中間会計期間の末日現在において現金及び預金を 350,108 千円保有し十分な手元資金を確保していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

・収益改善施策の実施

現在、当社は短・中長期的な構造改革を推し進めており、収益の改善を目指し次の施策に取り組んでおります。

2024 年 12 月期は、先行投資として広告宣伝を積極的に活用しフランチャイズの出店に注力しております。これに伴いロイヤリティ収入を拡大させ中長期的には安定した収益を確保してまいります。一方、2023 年 12 月期に新規出店した運営受託店舗は、収益化まで至っていないのが現状であるため、ジローアプリを活用した販促活動及びオンライン接客サービスなどの強化を図り顧客満足度が向上され中長期的に収益化を図って行く方針であります。

・コスト削減

現在当社は、コストの見直し及び削減を継続して推し進めております。具体的な取り組みとしては、役員数の削減及び役員報酬削減、本社人件費及び管理コストの削減を実行しております。

5【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は 469,579 千円で、前事業年度末に比べ 75,758 千円減少しております。主な変動要因は、現金及び預金の増加 37,665 千円があったものの、前払金の減少 104,801 千円によるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は 1,392,496 千円で、前事業年度末に比べ 183,914 千円減少しております。主な変動要因は、運営受託店舗の建物を譲渡したことによるものであります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は 351,250 千円で、前事業年度末に比べ 195,016 千円減少しております。主な変動要因は、運営受託店舗の建物工事代金の支払いにより、未払金の減少 193,438 千円によるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は 1,076,107 千円で、前事業年度末に比べ 18,704 千円減少しております。主な変動要因は、機械のリース債務 26,083 千円の増加があったものの、長期借入金の減少 37,184 千円によるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は 434,717 千円で、前事業年度末に比べ 45,951 千円減少しております。主な変動要因は、中間純損失 45,951 千円によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】(1) 業績」に記載のとおりです。

(4) キャッシュ・フローの分析

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行可能株式総数(株) | 未発行株式数(株) | 当中間会計期間末現在発行数(株) (2024年6月30日) | 公表日現在発行数(株) (2024年9月27日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|-----------------------|-------------|-----------|----------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|---------------|
| 普通株式 | 6,000,000 | 4,285,000 | 1,715,000 | 1,715,000 | 東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) | 単元株式数 100株 |
| 計 | 6,000,000 | 4,285,000 | 1,715,000 | 1,715,000 | — | — |

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

第1回新株予約権(2022年4月28日臨時株主総会決議)

| | 中間会計期間末現在 (2024年6月30日) | 公表日の前月末現在 (2024年8月31日) |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 140 | 140(注) |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 14,000(注1、3) | 14,000(注1、3) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 150(注2、3) | 150(注2、3) |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2024年4月29日 至 2032年4月28日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 150(注3) 資本組入額 75(注3) | 発行価格 150(注3) 資本組入額 75(注3) |
| 新株予約権の行使の条件 | ①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | — | — |

| | | |
|--------------------------|---|---|
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | — | — |
|--------------------------|---|---|

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 2023年3月30日開催の取締役会決議により、2023年3月31日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

該当事項はありません。

(6) 【大株主の状況】

2024年6月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 株式総数に対する所有株式数の割合 (%) |
|---------------------|----------------------------|--------------|-------------------------|
| バズー株式会社 | 浦添市城間三丁目3番13-102号 | 741,300 | 43.22 |
| 蓮本 泰之 | 東京都港区 | 212,000 | 12.36 |
| 株式会社 MARCH コーポレーション | 神奈川県横浜市中区山下町37番地8-1811号 | 117,300 | 6.84 |
| コネクシオ株式会社 | 東京都港区虎ノ門4丁目1-1 | 115,000 | 6.71 |
| 石川 修 | 栃木県宇都宮市 | 110,000 | 6.41 |
| 株式会社 TOSE I | 東京都品川区東五反田1丁目24-2 | 80,000 | 4.67 |
| 當眞 嗣史 | 沖縄県浦添市 | 54,100 | 3.16 |
| 神保株式会社 | 神奈川県横浜市西区高島1丁目4番12号 | 40,000 | 2.33 |
| とちぎ地域活性化投資事業有限責任組合 | 栃木県宇都宮市松が峰1丁目3番20号とちぎんビル別館 | 38,500 | 2.24 |
| 株式会社ピータイム | 沖縄県那覇市おもろまち4丁目7-8号 | 22,900 | 1.34 |
| 計 | — | 1,531,100 | 89.28 |

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年6月30日現在

| 区分 | 株式数 (株) | 議決権の数 (個) | 内容 |
|-----------------|-------------------|-----------|------------------------------------------------|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式 (自己株式等) | — | — | |
| 議決権制限株式 (その他) | — | — | |
| 完全議決権株式 (自己株式等) | — | — | |
| 完全議決権株式 (その他) | 普通株式 1,715,000 | 17,150 | 権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 1,715,000 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 17,150 | — |

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりです。

第1回新株予約権 (2022年4月28日臨時株主総会決議)

| | |
|--------------------------|---------------------------|
| 決議年月日 | 2022年4月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数 (名) | 従業員1名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 (株) | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 (円) | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | 同上 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 同上 |

2 【株価の推移】

【最近6か月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 2024年1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|-------|---------|----|----|----|----|----|
| 最高(円) | — | — | — | — | — | — |
| 最低 | — | — | — | — | — | — |

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものです。
2. 2024年1月から2024年6月について売買実績はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2023年12月31日) | 当中間会計期間 (2024年6月30日) |
|---------------|------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 312,442 | 350,108 |
| 売掛金 | 12,911 | 11,113 |
| 商品 | 25,285 | 20,948 |
| 前払金 | 107,342 | 2,541 |
| 前払費用 | 51,176 | 49,818 |
| 未収入金 | 18,280 | 30,443 |
| 未収消費税等 | ※2 17,806 | ※2 4,568 |
| その他 | 93 | 38 |
| 流動資産合計 | 545,337 | 469,579 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物（純額） | 730,822 | 737,102 |
| 機械装置（純額） | 109,673 | 203,957 |
| 車両運搬具（純額） | 274 | 183 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 41,690 | 42,577 |
| 土地 | 55,045 | 55,045 |
| リース資産（純額） | 34,544 | 27,373 |
| 建設仮勘定 | 247,046 | — |
| 有形固定資産合計 | ※1 1,219,098 | ※1 1,066,239 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 44,146 | 41,283 |
| ソフトウェア | 44,267 | 39,052 |
| 無形固定資産合計 | 88,413 | 80,335 |
| 投資その他の資産 | | |
| 長期前払費用 | 184,989 | 166,297 |
| 差入保証金 | 69,514 | 65,679 |
| 建設協力金 | 14,395 | 13,945 |
| 破産更生債権等 | — | 2,080 |
| 貸倒引当金 | — | △2,080 |
| 投資その他の資産合計 | 268,898 | 245,922 |
| 固定資産合計 | 1,576,411 | 1,392,496 |
| 資産合計 | 2,121,748 | 1,862,075 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2023年12月31日) | 当中間会計期間 (2024年6月30日) |
|---------------|------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 561 | 35,469 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 116,928 | 124,368 |
| リース債務 | 26,789 | 33,031 |
| 未払金 | 270,511 | 77,073 |
| 未払費用 | 9,299 | 4,179 |
| 未払法人税等 | 14,525 | 2,711 |
| 前受金 | 66,092 | 36,866 |
| 前受収益 | 27,421 | 26,837 |
| ポイント引当金 | 2,346 | 2,290 |
| 契約負債 | 9,931 | 8,014 |
| その他 | 1,859 | 408 |
| 流動負債合計 | 546,267 | 351,250 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 70,500 | 70,500 |
| 長期借入金 | 743,954 | 706,770 |
| リース債務 | 103,177 | 129,260 |
| 繰延税金負債 | 18,841 | 17,809 |
| 資産除去債務 | 68,905 | 68,194 |
| 長期未払金 | 35,213 | 29,752 |
| 預り保証金 | 54,220 | 53,820 |
| 固定負債合計 | 1,094,812 | 1,076,107 |
| 負債合計 | 1,641,079 | 1,427,358 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 269,255 | 269,255 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 269,255 | 269,255 |
| その他資本剰余金 | 13,345 | 13,345 |
| 資本剰余金合計 | 282,600 | 282,600 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | △71,186 | △117,137 |
| 利益剰余金合計 | △71,186 | △117,137 |
| 株主資本合計 | 480,669 | 434,717 |
| 純資産合計 | 480,669 | 434,717 |
| 負債純資産合計 | 2,121,748 | 1,862,075 |

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

| | 前中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日) | | 当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) | |
|-----------------------|------------------------------------------|---------|------------------------------------------|---------|
| 売上高 | | 488,800 | | 407,876 |
| 売上原価 | ※1 | 348,927 | ※1 | 342,157 |
| 売上総利益 | | 139,872 | | 65,718 |
| 販売費及び一般管理費 | ※1 | 125,187 | ※1 | 104,995 |
| 営業利益又は営業損失(△) | | 14,685 | | △39,277 |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | | 1 | | 1 |
| ポイント引当金戻入益 | | 4,785 | | 360 |
| 解約金収入 | | — | | 2,000 |
| 受取保険金 | | — | | 1,567 |
| その他 | | 473 | | 501 |
| 営業外収益合計 | | 5,260 | | 4,430 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | | 5,220 | | 7,726 |
| 社債利息 | | — | | 1,885 |
| 支払手数料 | | 573 | | 801 |
| 営業外費用合計 | | 5,793 | | 10,412 |
| 経常利益又は経常損失(△) | | 14,151 | | △45,259 |
| 特別利益 | | | | |
| 固定資産売却益 | | — | ※2 | 954 |
| 特別利益合計 | | — | | 954 |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産除却損 | | — | ※3 | 0 |
| 貸倒引当金繰入額 | | — | | 2,080 |
| 特別損失合計 | | — | | 2,080 |
| 税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△) | | 14,151 | | △46,385 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 3,713 | | 598 |
| 法人税等調整額 | | 3,559 | | △1,032 |
| 法人税等合計 | | 7,272 | | △434 |
| 中間純利益又は中間純損失(△) | | 6,878 | | △45,951 |

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | 純資産合計 |
|-----------|---------|---------|----------|---------|---------------------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 177,800 | 177,800 | 13,345 | 191,145 | △37,165 | △37,165 | 331,779 | 331,779 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 91,455 | 91,455 | — | 91,455 | — | — | 182,910 | 182,910 |
| 中間純利益 | | | | | 6,878 | 6,878 | 6,878 | 6,878 |
| 当中間期変動額合計 | 91,455 | 91,455 | — | 91,455 | 6,878 | 6,878 | 189,788 | 189,788 |
| 当中間期末残高 | 269,255 | 269,255 | 13,345 | 282,600 | △30,286 | △30,286 | 521,568 | 521,568 |

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | 純資産合計 |
|--------------|---------|---------|----------|---------|---------------------|----------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 269,255 | 269,255 | 13,345 | 282,600 | △71,186 | △71,186 | 480,669 | 480,669 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | |
| 中間純損失 (△) | | | | | △45,951 | △45,951 | △45,951 | △45,951 |
| 当中間期変動額合計 | — | — | — | — | △45,951 | △45,951 | △45,951 | △45,951 |
| 当中間期末残高 | 269,255 | 269,255 | 13,345 | 282,600 | △117,137 | △117,137 | 434,717 | 434,717 |

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日) | 当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) |
|-----------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△) | 14,151 | △46,385 |
| 減価償却費 | 44,047 | 74,412 |
| 長期前払費用償却額 | 17,528 | 21,529 |
| のれん償却額 | 2,862 | 2,862 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | — | 2,080 |
| ポイント引当金の増減額(△は減少) | △4,785 | △55 |
| 受取利息 | △1 | △1 |
| 支払利息 | 5,220 | 7,726 |
| 社債利息 | — | 1,885 |
| 固定資産売却益 | — | △954 |
| 固定資産除却損 | — | 0 |
| 解約金収入 | — | 2,000 |
| 受取保険金 | — | 1,567 |
| 売上債権の増減額(△は増加) | 71,152 | 1,797 |
| 棚卸資産の増減額(△は増加) | △1,654 | 4,336 |
| 仕入債務の増減額(△は減少) | 6,093 | 34,907 |
| 未収入金の増減額(△は増加) | 3,829 | △12,349 |
| 未収消費税等の増減額(△は増加) | 12,985 | 13,238 |
| 未払金の増減額(△は減少) | △2,136 | △93,255 |
| 前受金の増減額(△は減少) | 10,225 | △29,226 |
| 前払金の増減額(△は増加) | 2,309 | 77,081 |
| 前渡金の増減額(△は増加) | — | 27,720 |
| 前払費用の増減額(△は増加) | △844 | 2,379 |
| 前受収益の増減額(△は減少) | △18,862 | △583 |
| 預り保証金の増減額(△は減少) | 660 | △400 |
| 契約負債の増減額(△は減少) | 3,249 | △1,917 |
| その他 | △8,094 | △4,111 |
| 小計 | 157,938 | 86,283 |
| 利息の受取額 | 1 | 1 |
| 利息の支払額 | △5,213 | △9,544 |
| 法人税等の支払額 | △13,542 | △14,525 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 139,183 | 62,215 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △144,639 | △35,843 |
| 有形固定資産の売却による収入 | — | 71,244 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △1,462 | △187 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | △3,780 | — |
| 長期前払費用の取得による支出 | △17,676 | △3,829 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △167,559 | 31,384 |

(単位：千円)

| | 前中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日) | 当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) |
|----------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入れによる収入 | — | 30,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △41,844 | △59,744 |
| 株式の発行による収入 | 182,910 | — |
| リース債務の返済による支出 | △7,546 | △16,796 |
| 割賦債務の返済による支出 | △6,094 | △9,393 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 127,425 | △55,934 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | 99,050 | 37,665 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 254,552 | 312,442 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | ※ 353,602 | ※ 350,108 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物 | 3年～32年 |
| 機械装置 | 5年～13年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～15年 |

(2) 無形固定資産（のれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(4) のれん

5年～10年で定額法により償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

販売促進のためのポイント制度において、キャンペーン等として無償で顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、将来利用見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社はフトン洗い事業について、フランチャイズ加盟店、消費者に対してフトン洗い等のサービスを提供しております。

(1) フランチャイズ加盟店にかかる収益認識

ロイヤリティ収入は、フランチャイジーに対してノウハウ及び商標等のライセンスを許諾し、フランチャイズ契約書に基づきフランチャイジーから收受し、実現主義で収益を認識しております。

ランドリー機器の販売は、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、顧客の検収時に収益を認識しております。

加盟金は、フランチャイズ契約締結時に当該対価を前受収益として計上した後、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

(2) 直営店に係る収益認識

直営店売上高は、顧客にフトン洗いの提供が完了した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、当社は会員顧客向けのポイントプログラムを運営しており、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債の金額を算定しております。契約負債は、ポイントの利用時及び失効時に履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2023年12月31日) | 当中間会計期間 (2024年6月30日) |
|----------------|------------------------|-------------------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 174,623千円 | 240,998千円 |

※2 消費税等の扱い

仮払消費税等と仮受消費税等を相殺の上、流動資産に「未収消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額は次のとおりであります。

| | 前中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日) | 当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) |
|--------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 有形固定資産 | 41,960千円 | 69,009千円 |
| 無形固定資産 | 2,087千円 | 5,403千円 |

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

| | 前中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日) | 当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) |
|-----------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 機械装置 (純額) | 一千円 | 954千円 |

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | 前中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日) | 当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) |
|---------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 建物 (純額) | 一千円 | 0千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度 期首株式数(株) | 当中間会計期間 増加株式数(株) | 当中間会計期間 減少株式数(株) | 当中間会計期間末 株式数(株) |
|-------|-------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 15,743 | 1,699,257 | — | 1,715,000 |
| 合計 | 15,743 | 1,699,257 | — | 1,715,000 |

(変動事由の概要)

当社は 2023 年 1 月 10 日、2023 年 1 月 20 日、2023 年 2 月 17 日に第三者割当により新株をそれぞれ 63 株、194 株、1,150 株発行しており、さらに 2023 年 3 月 31 日付で普通株式 1 株を 100 分割したことにより 1,699,257 株増加しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内容 | 新株予約権 の目的とな る株式の種 類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当中間会計期 間末残高 (千円) |
|------|----------------------------------|------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------|------------------------|
| | | | 当事業 年度期首 | 当中間会 計期間増 加 | 当中間会 計期間減 少 | 当中間会 計期間末 | |
| 提出会社 | 第 1 回ストック・オプ ションとしての新株予 約権 | — | — | — | — | — | (注) |

(注) 当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は 0 円であるため、当中間会計期間末残高はありません。また、ストック・オプションとしての第 1 回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度 期首株式数(株) | 当中間会計期間 増加株式数(株) | 当中間会計期間 減少株式数(株) | 当中間会計期間末 株式数(株) |
|-------|-------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 1,715,000 | — | — | 1,715,000 |
| 合計 | 1,715,000 | — | — | 1,715,000 |

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内容 | 新株予約権 の目的とな る株式の種 類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当中間会計期 間末残高 (千円) |
|------|----------------------------------|------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------------|------------------------|
| | | | 当事業 年度期首 | 当中間会 計期間増 加 | 当中間会 計期間減 少 | 当中間会 計期間末 | |
| 提出会社 | 第 1 回ストック・オプ ションとしての新株予 約権 | — | — | — | — | — | (注) |

(注) 当社はストック・オプションの付与日時点において未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当中間会計期間末残高はありません。また、ストック・オプションとしての第1回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

| | 前中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日) | 当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) |
|-----------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 現金及び預金勘定 | 353,602千円 | 350,108千円 |
| 現金及び現金同等物 | 353,602 | 350,108 |

(リース取引関係)

前事業年度 (2023年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間会計期間 (2024年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度（2023年12月31日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----------------------|------------------|------------|------------|
| (1) 差入保証金 | 69,514 | 64,842 | △4,671 |
| (2) 建設協力金 | 14,395 | 14,382 | △13 |
| 資産計 | 83,909 | 79,224 | △4,684 |
| (1) 長期借入金（1年内返済予定を含む） | 860,882 | 860,882 | — |
| (2) 社債 | 70,500 | 70,500 | 0 |
| (3) リース債務（1年内返済予定を含む） | 129,967 | 128,364 | △1,602 |
| (4) 長期未払金（1年内返済予定を含む） | 54,168 | 54,167 | △1 |
| 負債計 | 1,115,517 | 1,113,914 | △1,603 |

当中間会計期間（2024年6月30日）

| | 中間貸借対照表 計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------------------|------------------------|------------|------------|
| (1) 差入保証金 | 65,679 | 59,184 | △6,494 |
| (2) 建設協力金 | 13,945 | 12,413 | △1,532 |
| (3) 破産更生債権等 貸倒引当金（※） | 2,080 △2,080 | — | — |
| 資産計 | 79,625 | 71,598 | △8,027 |
| (1) 長期借入金（1年内返済予定を含む） | 831,138 | 831,138 | — |
| (2) 社債 | 70,500 | 70,033 | △466 |
| (3) リース債務（1年内返済予定を含む） | 162,292 | 156,847 | △5,444 |
| (4) 長期未払金（1年内返済予定を含む） | 44,774 | 44,302 | △472 |
| 負債計 | 1,108,705 | 1,102,321 | △6,384 |

※ 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1)。「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」及び「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)．破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における中間貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年12月31日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|-------|--------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 差入保証金 | — | 64,842 | — | 64,842 |
| 建設協力金 | — | 14,382 | — | 14,382 |
| 資産計 | — | 79,224 | — | 79,224 |
| 長期借入金 | — | 860,882 | — | 860,882 |
| 社債 | — | 70,500 | — | 70,500 |
| リース債務 | — | 128,364 | — | 128,364 |
| 長期未払金 | — | 54,167 | — | 54,167 |
| 負債計 | — | 1,113,914 | — | 1,113,914 |

当中間会計期間（2024年6月30日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|---------|--------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 差入保証金 | — | 59,184 | — | 59,184 |
| 建設協力金 | — | 12,413 | — | 12,413 |
| 破産更生債権等 | — | — | — | — |
| 資産計 | — | 71,598 | — | 71,598 |
| 長期借入金 | — | 831,138 | — | 831,138 |
| 社債 | — | 70,033 | — | 70,033 |
| リース債務 | — | 156,847 | — | 156,847 |
| 長期未払金 | — | 44,302 | — | 44,302 |
| 負債計 | — | 1,102,321 | — | 1,102,321 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを返還予定時期に基づき、国債の利回り等適切な指標により割り引く方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2)建設協力金

建設協力金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引く方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3)破産更生債権等

破産更生債権等の時価は、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、決算日における中間貸借対照表価額（貸借対照表価額）から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似しており、レベル2の時価に分類しております。

(4)長期借入金

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(5)社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(6)リース債務

リース債務（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(7)長期未払金

長期未払金（1年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（2023年12月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（2024年6月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2023年12月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（2024年6月30日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

前中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主に直営店の不動産賃貸借契約書に基づく原状回復義務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を耐用年数とし、割引率は耐用年数に応じた国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

| | 前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) | 当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) |
|-----------------|-----------------------------------------|------------------------------------------|
| 期首残高 | 37,557千円 | 68,905千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 31,092 | 145 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | — | △1,093 |
| 時の経過による調整額 | 254 | 236 |
| 当中間期末 (期末) 残高 | 68,905 | 68,194 |

(賃貸等不動産関係)

前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

該当事項はありません。

(棚卸資産会計)

前事業年度 (2023年12月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (2024年6月30日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、フトン洗い事業を主としており、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

| | 前中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日) | 当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) |
|-----------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 一時点で移転される財及びサービス | 427,948 千円 | 327,742 千円 |
| 一定の期間にわたり移転される財及びサービス | 60,851 千円 | 80,133 千円 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 488,800 千円 | 407,876 千円 |
| 外部顧客への売上高 | 488,800 千円 | 407,876 千円 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「【注記事項】(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約負債の残高等

| | 前事業年度 (2023年12月31日) | 当中間会計期間 (2024年6月30日) |
|------------------|------------------------|-------------------------|
| 契約負債(期首残高) | 9,684 千円 | 9,931 千円 |
| 契約負債(中間期末(期末)残高) | 9,931 千円 | 8,014 千円 |

契約負債は、当社が販売時にカスタマー・ロイヤリティ・プログラムに基づき顧客に付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高です。契約負債は、顧客のポイントの使用による収益認識に伴い取り崩されます。

当中間会計期間に認識した収益のうち、当中間会計期間期首の契約負債に含まれていた金額は 3,917 千円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

当社は、フトン洗い事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (2023年12月31日) | 当中間会計期間 (2024年6月30日) |
|-----------|------------------------|-------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 280円27銭 | 253円48銭 |

(注) 2023年3月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額を算定しております。

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日) | 当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) |
|-------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1株当たり中間純利益又は1株 当たり中間純損失(△) | 4円09銭 | △26円79銭 |
| (算定上の基礎) | | |
| 中間純利益又は中間純損失 (△)(千円) | 6,878 | △45,951 |
| 普通株式に帰属しない金額 (千円) | — | — |
| 普通株式に係る中間純利益又は 中間純損失(△)(千円) | 6,878 | △45,951 |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 1,682,789 | 1,715,000 |
| 希薄化効果を有しないため、潜 在株式調整後1株当たり中間純 利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要 | 新株予約権1種類（新株予約権の 株式数14,000株）。詳細は「第5 【発行者の状況】1【株式等の状 況】（2）【新株予約権等の状 況】」に記載のとおりです。 | 新株予約権1種類（新株予約権の 株式数14,000株）。詳細は「第5 【発行者の状況】1【株式等の状 況】（2）【新株予約権等の状 況】」に記載のとおりです。 |

(注) 1. 2023年3月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、前中間会計期間は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載をしております。当中間会計期間は、新株予約権の残高がありますが、1株当たり中間純損失であるため記載をしております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月27日

フトン巻きのジロー株式会社

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小室 豊和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフトン巻きのジロー株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フトン巻きのジロー株式会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計す

ると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上